

平成 21 年度神奈川県相談支援従事者初任者研修実施要領

1 目的

障害者自立支援法に基づく相談支援に従事する者が、地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得することを目的とします。

2 日程及び会場

	月 日	時 間	場 所
1日目	平成 21 年 7 月 23 日(木)*1	9:30～17:35	横浜市教育会館
2日目	平成 21 年 7 月 24 日(金)*2	10:15～16:45	
3日目	平成 21 年 7 月 28 日(火)	9:50～15:50	神奈川県総合医療会館7階講堂
4日目	平成 21 年 7 月 30 日(木)	9:30～16:45	海老名市役所4階 401会議室
5日目	平成 21 年 8 月 26 日(水)	9:30～16:45	
6日目	平成 21 年 8 月 27 日(木)	9:30～16:45	
7日目	平成 21 年 8 月 28 日(金)	9:30～17:00	

*1,*2... 本研修は、「サービス管理責任者補足研修(1日コース)」及び「サービス管理責任者補足研修(2日コース)」と合同で実施します。

3 研修カリキュラム

別紙1「平成21年度神奈川県相談支援従事者初任者研修カリキュラム」のとおり

4 研修の対象者

- (1) 市町村職員(非常勤・嘱託職員及びその予定者を含む)
- (2) 相談支援事業者の指定を受けている又は指定申請を予定している社会福祉法人・作業所等の従事者
- (3) その他、県が必要と認めたる者

なお、横浜市、川崎市は、県からの委託によりそれぞれ研修会を実施するため、両市所管区域に所在する事業者・社会福祉法人等は、本研修の対象としておりません。

<留意点>

7日間の研修をすべて受講できる方を対象とします。

受講者は、研修4日目(7月30日(木))の「ケアマネジメントの展開について」の中で、「実習事例の概要」を使用しますので、受講決定時に指定様式により、事前に作成し、7月30日に提出できる方とします。

4日目の実習ガイダンスの後、各受講者は、課外実習として、実際の事例を選定し、アセスメント表、サービス利用計画書を作成し、8月26日(水)実施の演習に用いることとなりますので、事例選定ができる方を対象とします。事例を選定し、課外実習を行うことができない場合は、修了とはなりませんので、あらかじめ、ご注意ください。

相談支援専門員として従事するには本研修の修了と実務経験が必要となります。必要とされている実務経験年数については、別紙2「相談支援専門員の要件となる実務経験の範囲と必要経験年数」を参照してください。

次の【1】【2】については、同時に開催する別の研修として実施しますので、今回の受講対象ではありません。(別途、サービス管理責任者補足研修のご案内を参照してください。)

- 【 1 】 サービス管理責任者研修を受講希望の方で、合わせて受講が必要とされている相談支援従事者研修（講義部分）は、サービス管理責任者補足研修（2日コース）を受講してください。
- 【 2 】 サービス管理責任者研修を受講希望の方で、平成17年度までに下記の研修を修了された方を対象とした、新制度における相談支援従事者研修（1日程度）は、サービス管理責任者補足研修（1日コース）を受講してください。
- 神奈川県障害者ケアマネジメント従事者養成研修
 - 横浜市「障害者ケアマネジメント」（応用コース）研修会
 - 川崎市障害者ケアマネジメント従事者養成研修
 - 神奈川県立保健福祉大学実践教育センター「障害児者支援課程」（平成16年度、平成17年度修了者に限る）
 - 国が実施した障害者ケアマネジメント研修（障害者ケアマネジメント従事者指導者研修等）

5 定員

105名

6 受講者の推薦・申込み

（市町村）

市町村は、必要に応じ、所管区域に所在する相談支援事業者・社会福祉法人等に本研修の周知を行い、4の（1）及び（2）に掲げる対象者のうち、本研修の受講が必要と認められる者を「平成21年度神奈川県相談支援従事者初任者研修受講推薦書」（以下、受講推薦書）により、平成21年7月6日（月）（必着）までに県障害福祉課あて推薦してください。

（当事者団体など）

本研修の受講希望者は「平成21年度神奈川県相談支援従事者初任者研修受講申込書」により、平成21年7月6日（月）（必着）までに下記研修受託事業者事務局あてに直接申し込んでください。

7 受講者の決定

県障害福祉課は、推薦及び申込みのあった者の中から、選考により受講者を決定し、各市町村等に通知します。

8 修了証書

7日間の研修を修了した方には、修了証書を授与します。

9 参加費

無料（交通費等は自己負担）

10 その他

受講にあたって、手話通訳、点字教材、身体障害者用駐車場等を必要とする方を推薦される場合は、受講推薦書の所定欄に記載してください。来場の際は、原則として公共交通機関を利用してください。

本研修の運営は、研修事業受託法人である特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークが行います。

11 受講推薦書の送付先及び問い合わせ先

（市町村で取りまとめる場合）

神奈川県保健福祉部障害福祉課

〒231-8588

横浜市中区日本大通1

電話 045(210)1111

ファクシミリ 045(201)2051

地域生活支援班 齋藤 内線4721

(そのほか当事者団体等)

特定非営利活動法人

かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク

〒243-0014

厚木市旭町1-9-7旭町三紫ビル302

電話 046(220)5380

ファクシミリ 045(220)5381

研修事務局 相馬

平成21年度神奈川県相談支援従事者初任者研修カリキュラム

	日程及び場所	時 間	科 目
1日目	平成21年7月23日(木) 横浜市教育会館	9:30 ~ 9:40	オリエンテーション
		9:45 ~ 11:15	障害者自立支援法の概要
		11:25 ~ 12:25	相談支援事業と相談支援専門員について(1)
		13:25 ~ 15:55	相談支援事業と相談支援専門員について(2)
		16:05 ~ 17:35	障害者自立支援法における個別支援計画の作成
2日目	平成21年7月24日(金) 横浜市教育会館	10:15 ~ 10:30	開講式(あいさつ)
			オリエンテーション
		10:30 ~ 12:00	相談支援における権利侵害と権利擁護
		13:00 ~ 15:00	障害者ケアマネジメント概論
15:15 ~ 16:45	障害者の地域生活支援について		
3日目	平成21年7月28日(火) 神奈川県総合医療会館	9:50 ~ 10:00	オリエンテーション
		10:00 ~ 10:50	知的障害者の生活ニーズ
		11:00 ~ 11:50	視覚障害者の生活ニーズ
		13:00 ~ 13:50	肢体不自由者の生活ニーズ
		14:00 ~ 14:50	聴覚障害者の生活ニーズ
		15:00 ~ 15:50	精神障害者の生活ニーズ
4日目	平成21年7月30日(木) 海老名市役所 401会議室	9:30 ~ 9:45	オリエンテーション
		9:45 ~ 15:45	ケアマネジメントの展開について
		15:45 ~ 16:45	実習ガイダンス

実習ガイダンス後、課外実習として、各受講者が、在宅の事例を選定し、アセスメント表、サービス利用計画書等を作成し、演習に用いる。

	日程及び場所	時 間	研 修 科 目
5日目	平成21年8月26日(水) 海老名市役所 401会議室	9:30 ~ 9:45	オリエンテーション
		9:45 ~ 16:45	演習
6日目	平成21年8月27日(木) 海老名市役所 401会議室	9:30 ~ 9:45	オリエンテーション
		9:45 ~ 16:45	演習
7日目	平成21年8月28日(金) 海老名市役所 401会議室	9:30 ~ 9:45	オリエンテーション
		9:45 ~ 11:45	地域自立支援協議会の役割と活用(1)
		12:45 ~ 14:30	地域自立支援協議会の役割と活用(2)
		14:30 ~ 16:45	演習のまとめ
		16:45 ~ 17:00	修了式

相談支援専門員の要件となる実務経験の範囲と必要経験年数

〔 〕内は、別に神奈川県として実務経験に含める業務の範囲

業務の種類	業務の範囲	必要経験年数
相 談 支 援 業 務	イ 相談支援事業に従事する者 障害児相談支援事業 身体障害者相談支援事業 知的障害者相談支援事業 〔 〕内 ・障害児(者)地域療育等支援事業 ・市町村障害者生活支援事業	
	ロ 相談機関等において相談支援事業に従事する者 児童相談所 身体障害者更生相談所 精神障害者地域生活支援センター 知的障害者更生相談所 福祉事務所 保健所 市町村役場 その他これらに準ずる施設	
	ハ 施設等において相談支援業務に従事する者 障害者支援施設 老人福祉施設 精神保健福祉センター 救護施設及び更生施設 介護老人保健施設 その他これらに準ずる施設 〔 〕内 ・身体障害者更生施設 ・知的障害者更生施設 ・身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、 身体障害者福祉センター ・知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム ・知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、知的障 害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設(入所、通所)、肢体不 自由児療護施設、重症心身障害児施設、指定医療機関(肢体不自由児、 重症心身障害児) ・知的障害者地域生活援助、精神障害者地域生活援助 ・精神障害者社会復帰施設 ・指定居宅介護支援事業所 ・市町村から補助または委託を受けている作業所等	5年以上
	ニ 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 相談支援従事者研修修了者 (3) 国家資格等 1を有する者 (4) 上記イからハに掲げる業務に1年間以上従事した者	

業務の種類	業務の範囲	必要経験年数
介護業務	イ 施設等において介護業務に従事する者 障害者支援施設 ・身体障害者更生施設 ・身体障害者療護施設 ・身体障害者福祉ホーム ・身体障害者授産施設 ・身体障害者福祉センター ・精神障害者社会復帰施設 ・知的障害者デイサービスセンター ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 ・知的障害者通勤寮 ・知的障害者福祉ホーム 老人福祉施設 介護老人保健施設 療養病棟 その他これらに準ずる施設 ・改正前の身体障害者居宅介護、知的障害者居宅介護、児童居宅介護、精神障害者居宅介護、身体障害者デイサービス、児童デイサービス ・知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設(入所、通所)、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、指定医療機関(肢体不自由児、重症心身障害児) ・知的障害者地域生活援助、精神障害者地域生活援助 ・市町村から補助または委託を受けている作業所等	10年以上
	ロ 障害福祉サービス事業等において介護業務に従事する者 障害福祉サービス事業 老人居宅介護等事業 その他これらに準ずる事業	
	ハ 医療機関等において介護業務に従事する者 保険医療機関 保険薬局 訪問看護事業所 その他これらに準ずる施設	

業務の種類	業務の範囲	必要経験年数
就労	就労支援に関する施設において、相談支援業務その他これに準ずる業務に従事する者 障害者職業センター 障害者雇用支援センター 障害者就業・生活支援センター 地域就労援助センター	5年以上

業務の種類	業務の範囲	必要経験年数
教育	盲学校、聾学校、養護学校等において、就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事する者 盲学校 聾学校 養護学校 その他これらに準ずる機関 ・小学校、中学校の特別支援学級	5年以上

業務の種類	業務の範囲	必要経験年数
有資格者等	イ 上記 の介護業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 相談支援従事者研修修了者 (3) 児童指導員任用資格者 (4) 保育士	5年以上
	ロ 上記 から の業務に従事する者で、国家資格等 1による業務に5年以上従事している者	3年以上

1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復士、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士のことをいう。

3年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が通算して3年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が540日以上であることをいう。
 3年以上(540日以上) 5年以上(900日以上) 10年以上(1800日以上)

【7月23日、24日会場】
【横浜市教育会館 案内図】

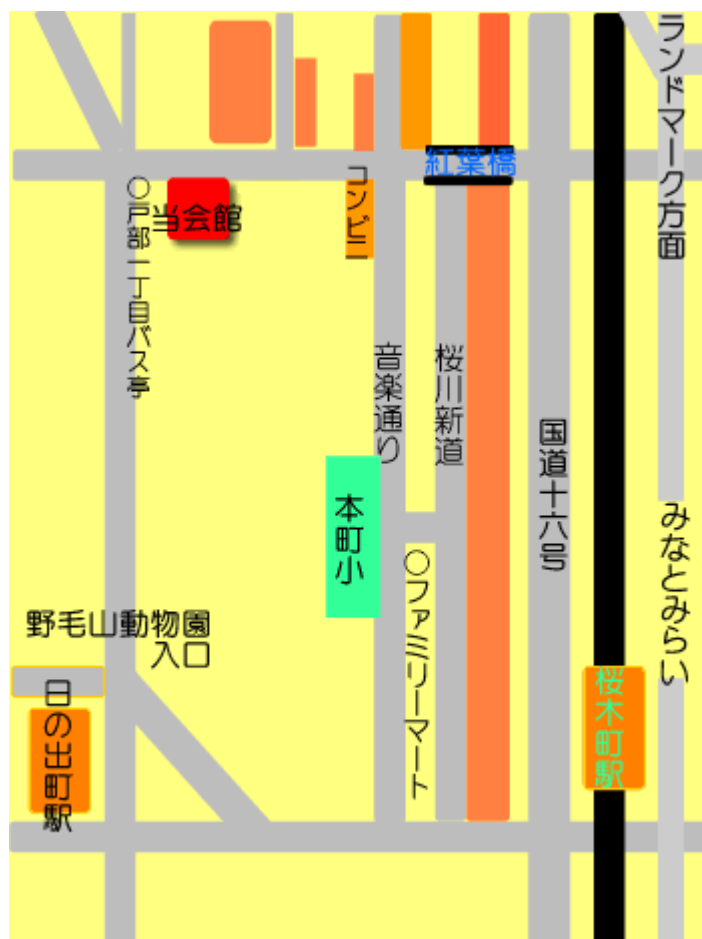
会場案内図

横浜市教育会館 横浜市西区紅葉ガ丘 53

TEL 045-231-0960 FAX 045-231-1091

J R、東横線、地下鉄、桜木町駅約10分

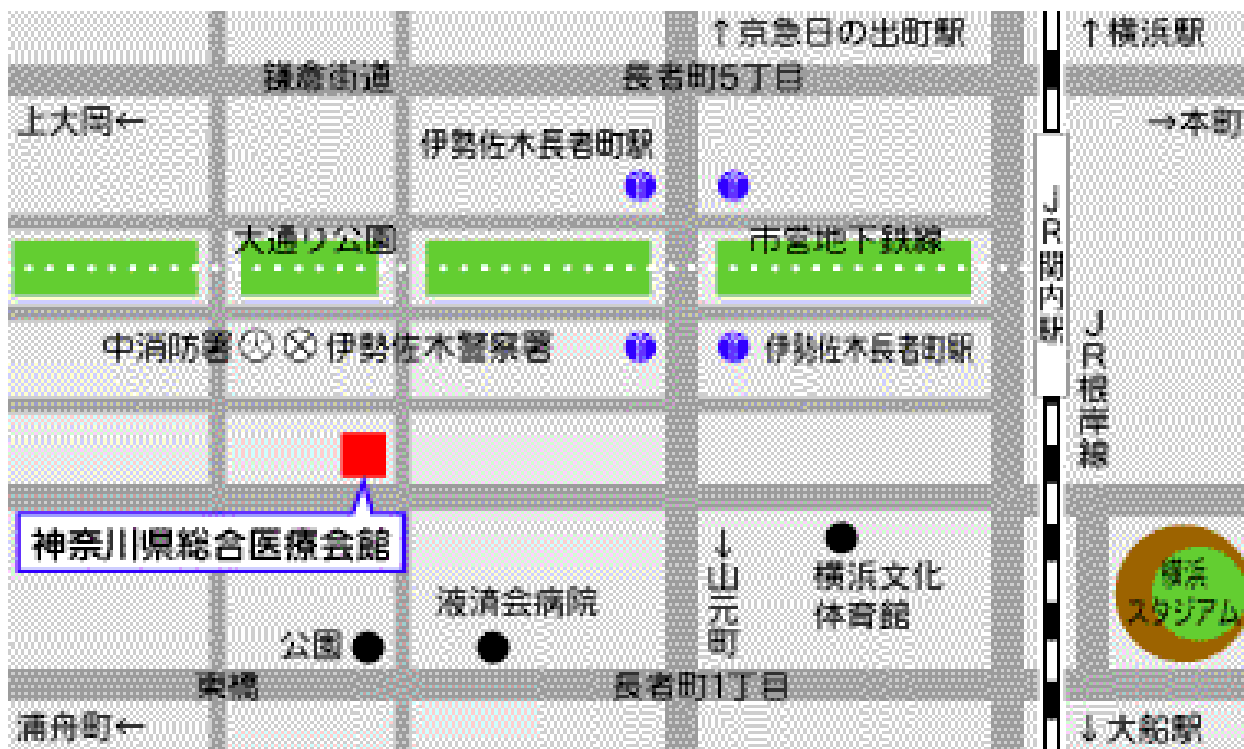
京急線、日ノ出町駅約10分



お車での来場はご遠慮ください。

【7月28日会場】

【神奈川県総合医療会館 案内図】



会場 神奈川県総合医療会館 7F 講堂

横浜市中区富士見町3-1

鉄 道	横浜市営地下鉄	伊勢佐木長者町駅下車 4番出口	徒歩3分
	JR根岸線	関内駅下車 横浜文化体育館方面へ	徒歩10分
	京浜急行	日の出町駅下車	徒歩10分

平成21年度神奈川県相談支援従事者初任者研修受講推薦書

標記研修の受講者として下記の者を推薦します。

平成 年 月 日
 神奈川県保健福祉部障害福祉課長 殿

市 町 村 名
 部(局)・課名
 課 長

< 受講対象者 >

優先順位		同一事業所から複数名推薦する場合はご記入ください。			
フリガナ					
受講者氏名					
生年月日	大正 ・ 昭和 年 月 日				
所 属	市町村名 または法人名				
	部(局)・課名 または事業所名				
	事業所の種類				
	所在地	〒			
	電話				
	ファクシミリ				
身体障害等により 受講に際し、配慮 が必要な事項 該当に を 付けて下さい	車椅子の使用の有無		介助犬の同伴の有無		点字教材
	拡大文字資料		手話通訳者		要約筆記者
	身障者用駐車場		その他()		
相談支援事業 指定申請予定年月	平成 年 月		予定がある場合に記入してください。 指定相談支援事業所は記入不要です。		

指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

1. 指定相談支援事業の人員基準

従事者の員数

事業所ごとに、専従の相談支援専門員を配置。ただし、指定相談支援の業務に支障のない場合は、当該事業所の他の職務等に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

管理者

事業所ごとに専従の管理者を配置。ただし、事業所の管理に支障のない場合は、当該事業所の他の職務等に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

2. 相談支援専門員について

基本的な考え方

相談支援専門員は、障害特性や障害者の生活実態に関する詳細な知識と経験が必要であることから、実務経験（3年、5年、10年）と相談支援従事者研修の受講を要件とする。

なお、現任研修を5年に1回以上受講することとする。

実務経験の対象となる業務（別紙のとおり）

障害者の保健、医療、福祉の分野における相談支援の業務及び介護等の業務
障害者の就労、教育の分野における相談支援の業務

研修の受講

実務経験を有する者は、都道府県の実施する相談支援従事者研修（初任者研修（5日程度））を受講し、相談支援専門員になることができる。

過去に国又は都道府県の実施する障害者ケアマネジメント研修を受講したことがある者については、新制度における相談支援従事者研修（1日程度）を19年度末までに受講しなければならないものとする。

現在、相談支援事業に従事し、実務経験の要件を満たす者のうち、これまでに上記研修を受講していない者については、平成19年度末までに都道府県の実施する相談支援従事者研修（初任者研修（5日程度））を受講することを要件として相談支援専門員の業務を行うことができる。

指定相談支援事業における相談支援専門員の配置について

相談支援専門員の配置

- ・事業所ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員を置かなければならない。
- ・指定相談支援の業務に支障がない場合は、同一事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

【具体的には】

常勤、非常勤の別を問わない。

相談支援に支障のない範囲で、

- ・同一事業(当該指定相談支援事業所)の管理者、その他の従業者との兼務可
- ・他の事業所の管理者、サービス管理責任者等との兼務可(関連図参照)

(これまでの考え方：常勤換算方法で1以上の相談支援専門員を置かなければならない)

職員間の兼務の整理(指定相談支援事業)

	相談支援事業所		併設事業所		
	管	相	管	サ	直
管	/				
相		/			

(備考)

:兼務可(業務に支障のない範囲で)

:直接処遇職員が適用報酬基準以上配置されている場合、その限度において相談支援専門員の勤務時間に繰入れ可

管:管理者

相:相談支援専門員

サ:サービス管理責任者

直:直接処遇職員

留意事項

市町村が実施する一般的な相談支援(障害者相談支援事業)について、常勤の相談支援専門員が配置されている指定相談支援事業者に委託して実施できる取扱いを変更するものではない。